

身体に障がいのある方を対象とした臨時職員募集

- ▶ 職種／一般事務
- ▶ 採用予定数／1人
- ▶ 業務内容／事務補助など
- ▶ 申し込み資格など
 - 平成26年1月1日現在、身体障害者手帳の交付を受けている方。
 - 本人の責任で通勤手段が確保でき、介護者なしで職務の遂行が可能なる方。
 - 学校教育法に定める高校以上を卒業した方、または平成26年3月までに卒業見込みの方、もしくはこれと同等の資格を有すると認められた方で、昭和48年4月2日以降に生まれた方。
 - 弟子屈町にお住まいの方。
 - 簡単なパソコン操作のできる方。
- ▶ 雇用条件
 - 勤務場所／役場内各課各係
 - 勤務時間／原則として8時45分～17時30分。基本的に週休2日制。
 - 賃金／月額6,070円程度(通勤距離に応じて通勤手当を支給します)
 - 雇用期間／4月初旬～9月末日(原則6カ月雇用)で更新可。また、勤務成績が良好と認められた場合は、任期付職員(定数外職員)での採用もあり。
 - その他勤務条件などは町職員に準じます。
- ▶ 申し込み方法／履歴書(写真貼付)1通に身体障害者手帳の写しを添付の上、役場総務課職員係まで提出してください。(履歴書用紙は役場総務課・川湯支所にあります)
- ▶ 申込期限／2月21日(金) 17時30分まで。(郵送の場合は2月21日の消印のあるものまで有効です)
- ▶ 試験方法／作文試験、個人面接

問い合わせ先／役場総務課職員係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

大切な家を守るお手伝い

住宅建築資金の一部を助成

町では、住宅建築と定住の促進、地域の振興を目的に、住宅の新築・増改築、リフォームなどに要する費用の一部を助成しています。対象は本町に本店または支店、事業所のある町内業者と工事契約をした方で、金券取扱店として登録した店舗や事業所などで使える金券での助成となります。詳しい要件や手続き、助成金額などについては、お問い合わせください。

- ▶ 助成額
 - 新築・増改築(500万円以上)／工事請負契約金額の5%以内で、50万円を限度。
 - 増築・リフォーム／助成対象経費の10%以内で、20万円を限度。

▶ 金券の取扱店を募集しています

建築資金の助成金として発行される金券の取扱店を募集しています。対象は町内に本店事業所を有し、事業を行っている方です。建設業に関わらず、小売業や飲食店、理容業など、たくさんの店舗の登録をお願いします。

住宅相談窓口を開設しています

「これから住宅を建てたい」「現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス」など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

無料耐震診断と耐震改修補助を行っています

1981(昭和56)年以前に建設された一戸建て住宅に対し、無料で簡易耐震診断を行っています。耐震改修に対する補助も行っていますので、ぜひご相談ください。

問い合わせ先／役場建設課 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)

2月7日は北方領土の日

「2月7日」の意義

北方領土返還運動を盛り上げるため、1981(昭和56)年1月6日の閣議で、毎年「2月7日」を北方領土の日と決めました。

1855(安政元)年2月7日は、伊豆下田で平和と友好のうちに「日露通好条約」が結ばれた日です。この条約によって、歴史上初めて、日本とロシアの国境が択捉島と得撫島(うるっぷとう)の間と定められ、択捉島から南の島々がわが国の領土であることが国際的にも明確にされたのです。このような歴史的な意義から、2月7日を北方領土の日としたのです。

北方領土の日には、国民世論を盛り上げる各種の行事が全国各地で開催されます。

北海道では毎年、道、市町村、関係団体が一体となり、雪(氷)まつりなどの地域の行事と合わせて、署名運動やパネル展、住民の集い、弁論大会など多彩な行事が展開されています。

本町においても、町内4カ所(役場庁舎内ロビー・道の駅・川湯支所・屈斜路支所)に署名コーナーを設置していますので、皆様のご署名をよろしくお願いします。

☐ 問い合わせ先／役場総務課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)まで。

サイクルのすずめ



普段、何気なく捨てているそのごみ。きちんと分ければ資源になるかも？
ごみ袋代がお得になる資源ごみの分別を覚えて、地球にも家計にも優しくなりましょう！

ペットボトルの分別方法

① ボトルキャップ
プラスチックマーク(左)がある場合は『資源ごみ(プラ類)』。それ以外は『燃やせないごみ』となります。

② ボトルの捨て方
ラベルをはがさず『資源ごみ(ペットボトル)』へ。

ワンポイント

ペットボトルはキャップを外して、中を軽く水洗いしてから資源ごみの袋(緑色)に入れて出しましょう。袋に入れるときは、ペットボトルだけを入れましょう。

役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

動物を愛するあなたへ

猫や犬は責任を持って正しく飼って

猫を飼っている方

外で活動する猫のふん尿で困っているとの苦情が多く寄せられます。猫を屋外に出さないなど、近所の方に迷惑をかけないようにしましょう。室内で飼うと、交通事故や感染症の防止にもなります。トイレも室内でするようにしましょう。また、避妊・去勢をして、無責任に増やさないよう心掛けましょう。



野良猫に餌を与えている方

野良猫に餌を与えるのはやめましょう。与え続けると他の野良猫も呼び寄せることになり、近所の方に迷惑がかかります。

民法上では、動物に餌を与えるなどしている方が、飼い主とみなされる場合があります。餌を与えていた野良猫などが周囲に迷惑をかけると、餌を与えていた方が責任を取らなければならなくなります。



犬を飼っている方

犬のふん尿に関する苦情が多く寄せられます。犬の散歩時のフンの放置は、周辺の方々に迷惑になるばかりでなく、衛生面でも影響を及ぼします。愛犬のフンは必ず持ち帰り、ご自分で処理してください。自分の敷地内だからといって、フンなどを散らかしたままにしておくこともやめましょう。

また、犬は必ずつないで飼いましょう。放し飼いにすると、犬が逃げ出すなど、近所の方に迷惑をかけることとなります。放し飼いは絶対にしないでください。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)